

(様式6)

(変更)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	27-1	担当課	健康増進課
法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	根拠条項	第57条第1項	不利益処分の種類	支給認定（精神通院医療）の取消し	
<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 〔支給認定の取消し〕</p> <p>第五十七条 支給認定を行った市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。</p> <p>一 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>二 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給認定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。</p> <p>三 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第九条第一項の規定による命令に応じないとき。</p> <p>四 その他政令で定めるとき。</p> <p>2 前項の規定により支給認定の取消しを行った市町村等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る支給認定障害者等に対し医療受給者証の返還を求めるものとする。</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 〔支給認定を取り消す場合〕</p> <p>第三十四条 法第五十七条第一項第四号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>一 支給認定を受けた障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者が、正当な理由なしに法第九条第一項の規定による命令に応じないとき。</p> <p>二 支給認定障害者等が法第五十三条第一項の規定又は第五十六条第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。</p>						